

海陽町公告第29号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年11月12日

海陽町長 三浦 茂貴

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所 海陽町農林水産課（海南庁舎、宍喰庁舎）

3 本公告により、海陽町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上